

令和 5 年第 3 回臨時会

# 河津町議会会議録

令和 5 年 11 月 27 日 開会

令和 5 年 11 月 27 日 閉会

河津町議会

## 令和5年河津町議会第3回臨時会会議録目次

### 第1号（11月27日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○閉会の宣告	21
○署名議員	23
○議案等審議結果一覧	25

第 1 日

11月27日（月曜日）

## 令和5年河津町議会第3回臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年11月27日(月曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第51号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第52号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 議案第53号 令和5年度河津町一般会計補正予算(第6号)  
日程第 6 議案第54号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第 7 議案第55号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第 8 議案第56号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算(第2号)

### 出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君

防 災 課 長	村 串 信 二 君	水 道 温 泉 課 長	友 田 佳 伸 君
教 育 委 員 会 長	島 崎 和 広 君	会 計 管 理 者	渡 辺 音 哉 君
事 務 局 長		兼 会 計 室 長	

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	山 田 祐 司
---------	---------	-----	---------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お疲れさまです。午前中に引き続きまして、午後もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

---

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和5年第3回河津町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

1番、正木誠司議員、2番、北島正男議員の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、議案第51号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第51号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月27日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第51号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、月例給（給与表）及び期末、勤勉手当の支給割合が変更となったことに伴い、条例の対応箇所を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。臨時会資料の1ページをお願いをしたいと思います。

議案第51号関係でございます。

1の改正の内容でございます。月例給、令和5年4月からの改定となります。国家公務員の本俸給に準じ、若年層に重点を置いた給与表を引き上げ、改定となるものでございます。

平均改定率は、1.1%の増でございます。初任給については、大卒初任給を1万1,000円、高卒初任給を1万2,000円引上げとなります。

(2)の特別給（ボーナス）でございます。12月期からの改定となります。

一般職員の年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とします。現行の4.40月分を4.50月分とするものでございます。引上げ分は、期末手当、勤勉手当に0.05月分均等に配分し、本年度分については12月期に配分します。

定年前再任用短時間勤務職員は、0.05月分の引上げとなり、期末手当、勤勉手当に均等に配分いたします。

一般職員の令和6年度以降分は、引き上げた0.1月分を6月期及び12月期の均等になるよう配分するとしています。

また、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以降分は、一般職員と同様の配分方法としています。詳細については、中段から下段のほうに表をつけてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

2の施行期日でございます。公布の日とし、一部の規定は令和6年4月1日からとなります。

なお、2ページから17ページ目まで新旧対照表をつけてございますので、ご覧いただければと思っております。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

条例第 号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条 河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは

「100分の70」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

次のところに行政職の給与表を記載してございます。ご覧いただきたいと思ひます。

次に、10ページほどおめくりいただきまして、第2条のところをお開き願ひたいと思ひます。

第2条 河津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則。

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の河津町職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

次のページをお願いをいたします。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第52号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月27日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第52号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

職員の特別給（ボーナス）の改定に準じて、特別職の特別給の年間支給割合を職員と同様まで引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。恐れ入ります。臨時会資料18ページをお願いをしたいと思います。

議案第52号関係資料、河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

1の改正の内容でございます。

特別職の支給月数を0.30月分引き上げ、一般職の職員と同様割合にするものでございます。現行の4.20分を4.50月分とするものでございます。令和6年度以降分は引き上げた0.30月分を6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するものとしております。

特別職の令和5年度、それから令和6年度以降の支給月数については、中段表に記載してございますのでご確認願いたいと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきしたいと思います。

条例第 号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の240」に改める。

第2条 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の240」を「100分の225」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施

行する。

臨時会資料最終ページの19ページに新旧対照表を添付してございますので、ご確認願えればと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第53号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,368万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,174万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座で説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第53号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第6号）を説明をさせていただきます。

提案理由でございます。令和5年度の人事院勧告による関係条例に合わせ、給与等の補正を行うものでございます。

また、職員の異動や退職等による各種手当、会計年度任用職員の採用等も含めた補正予算となっております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金37万2,000円 2項国庫補助金、同額でございます。

19款繰越金1,331万7,000円 1項繰越金、同額でございます。

歳入合計1,368万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費18万1,000円 1項議会費、同額でございます。

2款総務費789万円 1項総務管理費555万7,000円、2項徴税費189万6,000円、3項戸籍住

民基本台帳費43万7,000円。

3 款民生費242万8,000円 1 項社会福祉費191万9,000円、2 項児童福祉費50万9,000円。

4 款衛生費103万2,000円 1 項保健衛生費、同額でございます。

5 款農林水産業費△204万7,000円 1 項農業費、同額でございます。

6 款商工費53万3,000円 1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費117万7,000円 1 項土木管理費64万円、2 項道路橋梁費53万7,000円。

9 款教育費249万5,000円 1 項教育総務費101万8,000円、2 項小学校費295万4,000円、3 項中学校費△35万6,000円、4 項幼稚園費192万9,000円、5 項社会教育費△333万7,000円、6 項保健体育費28万7,000円。

歳出合計1,368万9,000円。

3 ページ、4 ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

事項別明細書 2、歳入です。

款、項、目、補正額、主要な事項を説明をさせていただきます。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目衛生費国庫補助金37万2,000円。こちらにあつては新型コロナウイルスワクチン接種事業の補助金でございます。

19 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,331万7,000円。繰越金でございます。今回の補正財源とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、節以降の説明につきましては、人数等で説明とさせていただきたいと思ひます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費18万1,000円。こちらにあつては職員 2 名分に対応するものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費513万1,000円。こちらは町長、副町長を含む職員29名分、それから会計年度任用職員 3 名分に対応するものでございます。

8 目地域づくり推進費42万6,000。こちらは会計年度任用職員 1 名分に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

計555万7,000円。

2項徴税費 1目税務総務費189万6,000円。こちらは職員7名分、それから会計年度任用職員1名分でございます。

3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費43万7,000円。こちらは職員5名分、会計年度任用職員6名分でございます。給料のところが減となっておりますが、こちらについては、部分休業をしている職員がございますので、その分の減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費67万7,000円。こちらは職員4名、会計年度任用職員2名分でございます。

2目老人福祉費55万2,000円。職員4名分でございます。

4目国民年金費13万1,000円。職員1名分でございます。

5目国民健康保険費13万2,000円。職員1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

6目介護保険費23万9,000円。介護保険特別会計での人件費に伴う繰り出しでございます。

7目後期高齢者医療費18万8,000円。こちらは職員1名分でございます。

計191万9,000円。

2項児童福祉費 1目児童福祉費50万9,000円。会計年度任用職員4名分でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費66万円。職員6名、会計年度任用職員1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

2目予防費37万2,000円。会計年度任用職員2名分と新型コロナウイルスワクチン接種に伴う会計年度任用職員分でございます。

計103万2,000円。

5款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費13万円。職員1名分でございます。

2目農業総務費△228万5,000円。職員3名、会計年度任用職員1名分でございます。1名の退職があり、減額となっております。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費3万円。こちらにあつては会計年度任用職員1名分でございます。

4目農業施設費7万8,000円。職員1名分でございます。

6款商工費 1項商工費 1目商工総務費53万3,000円。職員4名分でございます。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費64万円。職員4名分でございます。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費 2目道路新設改良費53万7,000円。職員4名分でございます。

9款教育費 1項教育総務費 2目事務局費 1万3,000円。教育長、それから職員4名分でございます。会計年度任用職員1名を含んでおります。こちらにあっては特別期末手当が減となっておりますが、教育長の就任が8月となっており、支給割合が100分の60となることから減となっております。

3目学校教育振興費46万5,000円。会計年度任用職員1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

4目学校管理費54万円。会計年度任用職員2名分でございます。

計101万8,000円。

2項小学校費 1目小学校管理費295万4,000円。会計年度任用職員7名分でございます。

3項中学校費 1目中学校管理費△35万6,000円。会計年度任用職員4名分でございます。会計年度任用職員が中途退職がございましたので、減となっております。

4項幼稚園費 1目幼稚園費192万9,000円。職員7名、会計年度任用職員6名分でございます。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費 1目社会教育総務費△356万2,000円。職員2名分、退職した職員が1名そのほかにございます。会計年度任用職員1名分を含んでおります。

2目文化財保護費22万5,000円。会計年度任用職員2名分でございます。

計△333万7,000円。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費 3目学校給食費28万7,000円。職員1名分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 直接給与のことに関してじゃないんですけれども、今、大体総務課長のほうから人員の報告があったんですけれども、結構退職されている方が出ているのかなと

という感じがしたんですけども、今現在、適正人員からどのぐらいマイナスになっているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 今年度に入りまして、職員の退職が3名ございました。昨年、職員の採用を締め切った後に、12月以降でございますが、1月と3月に退職ということで急遽退職者が2名という形になっております。ですので、本来予定をしていた令和5年の職員からすると、一応5名の今、減というような状況でございます。

今後、事業等を少し見ながら、職員の数といったものを適正に判断していきたいというふうに思っております。現在、職員の採用試験というのも行っておりますので、ここでどれだけの採用ができるかといったことは、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第54号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第54号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,452万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

福祉介護課長に申し上げます。説明長くなるようでしたら、着座をお願いします。

○福祉介護課長（土屋 勉君） ありがとうございます。

それでは、議案第54号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

提案理由です。令和5年度人事院勧告に伴う条例改正に対応するため、給与等の調整を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金3万7,000円2項国庫補助金、同額でございます。

5款県支出金1万8,000円2項県補助金、同額でございます。

6款繰入金23万9,000円1項一般会計繰入金、同額でございます。

9 款繰越金 2 万 5,000 円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計 31 万 9,000 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 22 万 1,000 円 1 項総務管理費 14 万 8,000 円 3 項介護認定審査会費 7 万 3,000 円でございます。

4 款地域支援事業費 9 万 8,000 円 3 項包括的支援事業・任意事業費、同額でございます。

歳出合計 31 万 9,000 円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、内容の説明をさせていただきます。単位は 1,000 円でございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 3 万 7,000 円。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 1 万 8,000 円。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金 22 万 1,000 円、5 目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業） 1 万 8,000 円。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 2 万 5,000 円。これらは今回の補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 14 万 8,000 円。会計年度任用職員 1 名分の報酬等の調整となります。

3 項介護認定審査会費 2 目認定調査等費 7 万 3,000 円。会計年度任用職員 1 名分の報酬の調整となります。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費 9 万 8,000 円。こちらは職員 1 名分の給料等の調整となります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第55号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第55号の説明をさせていただきます。

議案第55号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費△147万8,000円第1項営業費用△147万8,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第8条第1号の職員給与費の額「2,642万3,000円」を「2,509万8,000円」に改める。

令和5年11月27日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、職員の退職に伴う減額と人事院勧告に基づく給与等の調整によるものでございます。

次ページの水道事業予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度河津町水道事業会計予算明細書、収益的収入及び支出、支出でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

1款水道事業費△147万8,000円1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。1節給料△122万2,000円、6節法定福利費△10万3,000円、9節退職給与費△15万3,000円。いずれも職員の退職に伴う減額及び人事院勧告に伴う給与等の更正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第56号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第56号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第56号の説明をさせていただきます。

議案第56号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款温泉事業費57万3,000円第1項営業費用57万3,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「1,985万9,000円」を「2,041万7,000円」に改める。

令和5年11月27日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与等の調整によるものでございます。

次ページの温泉事業予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度河津町温泉事業会計予算明細書、収益的収入及び支出、支出でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。単位は1,000円です。

1款温泉事業費57万3,000円 1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。1節給料10万2,000円、2節手当23万3,000円、6節法定福利費22万3,000円、9節退職給与費1万5,000円。いずれも人事院勧告に伴う給与等の更正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回河津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

令和5年第3回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第51号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5. 11. 27	原案可決
議案第52号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する改正する条例について	〃	〃
議案第53号	令和5年度河津町一般会計補正予算(第6号)	〃	〃
議案第54号	令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第55号	令和5年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第56号	令和5年度河津町温泉事業会計補正予算(第2号)	〃	〃